

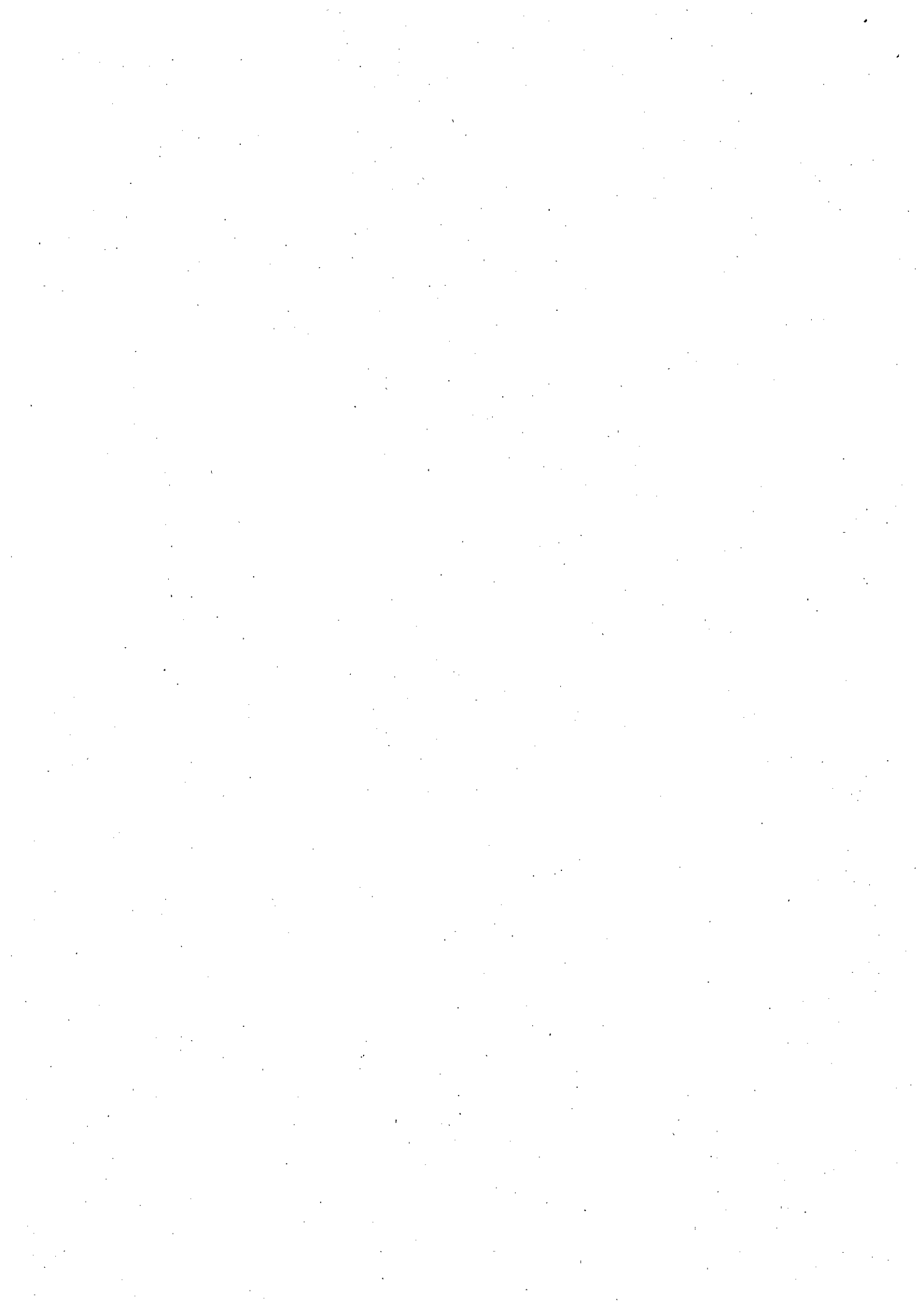
令和2年6月市議会 総務委員会資料

第87号議案 長崎市税条例等の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の概要	
(1) 令和2年度税制改正に伴うもの	1
(2) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴うもの	1
2 改正の内容	
(1) 令和2年度税制改正に伴うもの	
ア 個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し	2
イ 個人住民税の人的非課税措置の見直し	3
ウ 個人住民税における肉用牛の売却による事業所得の課税の特例措置の延長	4
エ 国税における連結納税制度の見直しに伴う法人市民税の対応	4
オ 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し	5
カ 固定資産税における使用者を所有者とみなす制度の拡大	5
キ 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る固定資産税の課税標準の特例措置	6～9
(2) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴うもの	
ア イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応	10
イ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応	10
ウ 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	10
エ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充	11
(3) 市税条例の改正を必要としない地方税法改正	12
3 長崎市税条例等新旧対照表	13～36

理財部

令和2年6月



長崎市税条例等の一部を改正する条例について

1 改正の概要

(1) 令和2年度税制改正に伴うもの

地方税法の一部が改正されたことに伴い、次のアからキまでについて、長崎市税条例等を改正する。

- ア 個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し
- イ 個人住民税の人的非課税措置の見直し
- ウ 個人住民税における肉用牛の売却による事業所得の課税の特例措置の延長
- エ 国税における連結納税制度の見直しに伴う法人市民税の対応
- オ 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し
- カ 固定資産税における使用者を所有者とみなす制度の拡大
- キ 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る固定資産税の課税標準の特例措置

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴うもの

地方税法等の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るための特例措置が講じられたことに伴い、次のアからエまでについて、長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例を改正する。

- ア イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応
- イ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応
- ウ 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
- エ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

2 改正の内容

(1) 令和2年度税制改正に伴うもの

ア 個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し

(市税条例第23条の3)

(ア) 改正内容

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用する。

上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限(所得500万円(年収678万円)以下)を設ける。

[個人住民税における所得控除の額(万円)]

		【現 行】				【改正案】								
		寡婦(夫)控除												
本人が女性	配偶関係		死別		離別		配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親 ~500万円	
	本人所得		~500万円	500万円~	~500万円	500万円~	本人所得		~500万円	500万円~	~500万円	500万円~		~500万円
	扶養親族	有	子	30	26	30	26	有	子	30	—	30	—	30
			子以外	26	26	26	26		子以外	26	—	26	—	—
	無	26	—	—	—		無	26	—	—	—	—	—	
本人が男性	配偶関係		死別		離別		配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親 ~500万円	
	本人所得		~500万円	500万円~	~500万円	500万円~	本人所得		~500万円	500万円~	~500万円	500万円~		~500万円
	扶養親族	有	子	26	—	26	—	有	子	30	—	30	—	30
			子以外	—	—	—	—		子以外	—	—	—	—	—
	無	—	—	—	—		無	—	—	—	—	—	—	

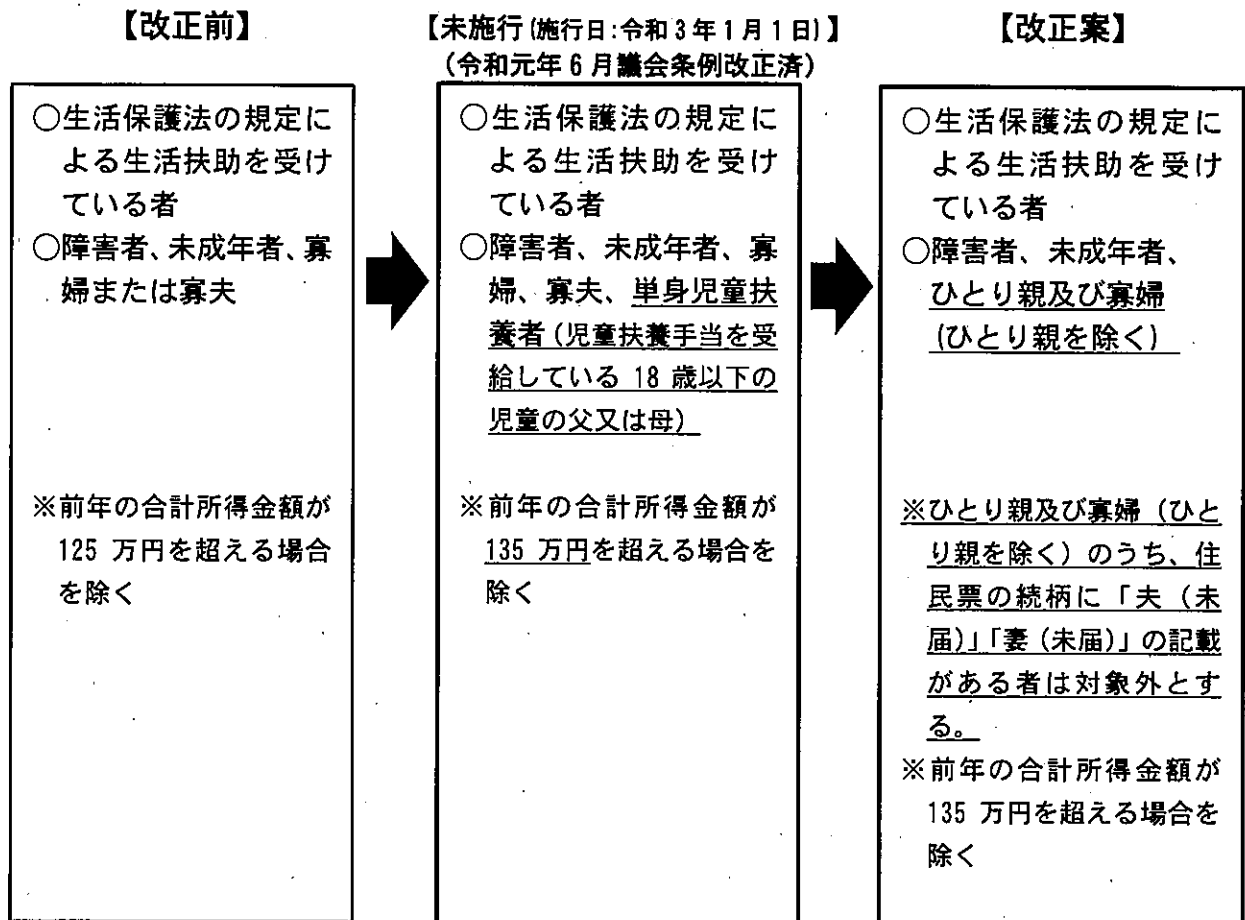
(イ) 施行日 令和3年1月1日(令和3年度課税より適用)

イ 個人住民税の人的非課税措置の見直し（市税条例第14条）

(ア) 改正内容

現行（令和元年度改正後）の寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母）に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦（ひとり親を除く）を対象とする。

また、ひとり親及び寡婦（ひとり親を除く）について、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載があるものは対象外とする。



(イ) 施行日 令和3年1月1日（令和3年度課税より適用）

ウ 個人住民税における肉用牛の売却による事業所得の課税の特例措置の延長
(市税条例附則第6条の4)

(ア) 改正内容

個人住民税における肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を、令和3年度までから令和6年度までに3年延長する。

(イ) 施行日 条例の公布の日(令和4年度課税より適用)

【参考】

1 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の概要

- (1) 肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与するため、農業を営む個人が飼育した肉用牛を所定の家畜市場等において売却した場合に、1頭当りの売却価額が100万円(交雑種80万円、乳用種50万円)未満の肉用牛であって、その年間売却頭数が1,500頭以内であるとき、その売却により生じた事業所得に対する市民税を免除する。
- (2) 所得税は昭和42年度から、市民税は昭和44年度から時限措置として創設され、昭和56年度税制改正において免税基準価額を導入後、継続している。

2 市内の肉用牛飼養農家戸数等(平成31年4月1日現在:長崎市農林振興課調べ)

飼養農家戸数	飼養頭数	一戸あたり飼養頭数	出荷頭数
21戸	3,509頭	167.1頭	2,093頭

※飼養農家戸数、飼養頭数は平成31年4月1日現在
※出荷頭数は平成30年度実績

エ 国税における連結納税制度の見直しに伴う法人市民税の対応(市税条例第21条、第29条)

(ア) 改正内容

国税である法人税申告が、企業グループを一つの納税単位とする「連結納税制度」から、各法人を納税単位とする「グループ通算制度」へ移行することに伴い、法人市民税において引き続き、企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにする等の措置を講じる。

(イ) 施行日 令和4年4月1日(令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用)

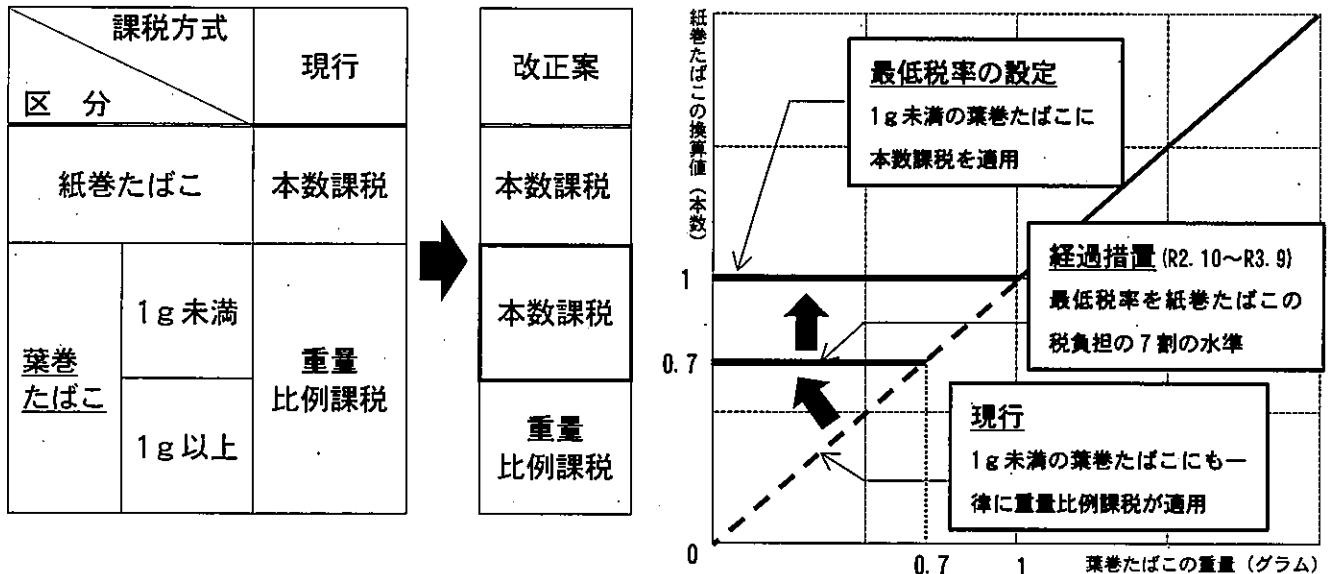
【参考】

法人税の主な項目	連結納税制度	グループ通算制度
申告方法	一体申告方式	個別申告方式
修正・更正の取扱い	グループ内の1法人で修正・更正が生じた場合、グループ内の他の法人の所得金額及び法人税額の計算に反映させる仕組み	グループ内の1法人で修正・更正が生じた場合でも、原則として、損益通算できる損失等の額を当初申告額に固定することにより、グループ内の他の法人の所得金額及び法人税額の計算に反映させない(遮断する)仕組み

オ 軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し（市税条例第 64 条）

（ア）改正内容

軽量の葉巻たばこ（1 本当たりの重量が 1g 未満の葉巻たばこ）の課税方式について、重量比例課税方式から本数課税方式へ見直し、葉巻たばこ 1 本を紙巻たばこ 1 本に換算する。ただし令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月までの 1 年間は「0.7g 未満の葉巻たばこ」を「0.7 本の紙巻たばこ」とみなす。



（イ）施行日 令和 2 年 10 月 1 日（令和 2 年度課税より適用）

カ 固定資産税における使用者を所有者とみなす制度の拡大（市税条例第 32 条）

（ア）改正内容

所有者不明土地等に係る固定資産税については、これまで震災等の場合にのみ使用者に課税することができるとされていたが、震災以外の場合でも使用者を所有者とみなして課税できるよう地方税法が改正されたことに伴い、その旨を定めるもの。

現 行	改正案
震災等の事由によって所有者が不明の場合	震災等の事由によって所有者が不明の場合
	調査を尽くしてもなお所有者が 1 人も明らかとならない場合

（イ）要件

- a 住民基本台帳、戸籍簿等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問等、調査が尽くされていること
- b 使用者に対し、固定資産課税台帳に登録する旨を、事前に通知すること

（ウ）施行日 条例の公布の日（令和 3 年度課税より適用）

キ 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に係る固定資産税の課税標準の特例措置
(市税条例附則第8条の2)

「わがまち特例」の取得期間が延長されたことに伴い、国が定める範囲内で、市町村が条例により特例割合を定める必要があることから、次のとおり定めるもの。

(ア) 公共の公害防止用設備に係る課税標準の特例措置(延長)

a 汚水又は廃液の処理施設

	現 行 (平成 30 年度改正)	改正案 (令和 2 年度改正)
対象施設	水質汚濁防止法に規定する工場等が設置した汚水又は廃液の処理施設(沈殿装置、油水分離装置など)	対象施設から脱有機酸装置及び脱フェノール装置を除外
特例割合の範囲	1/3 以上 2/3 以下 ※参酌基準 1/2	変更なし
長崎市の特例割合	1/3 (税額を 1/3 とする)	変更なし
取得期間	平成 30 年 4 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで
適用期間	期限なし	変更なし

※固定資産税の税額＝課税標準額×特例割合(1/3)×税率(1.4%)

【特例割合の決定期由】

長崎市第二次環境基本計画に掲げる水質汚濁に係る環境基準(BOD, COD)の目標値を達成するため、引き続き、特定事業場から排出される汚水等の処理施設の整備を促進する必要があることから、軽減割合が最も高い3分の1を適用する。

b 下水道除害施設

	現 行 (平成 30 年度改正)	改正案 (令和 2 年度改正)
対象施設	下水道法に規定する、下水道施設の機能を妨げたり損傷するおそれのある下水を排水する者が設置する除害施設 (沈殿装置、油水分離装置など)	対象施設から濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、脱有機酸装置、脱フェノール装置及び脱アンモニア装置を除外
特例割合の範囲	2/3 以上 5/6 以下 ※参酌基準 3/4	変更なし
長崎市の特例割合	5/6 (税額を 5/6 とする)	変更なし
取得期間	平成 30 年 4 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで
適用期間	期限なし	変更なし

※固定資産税の税額 = 課税標準額 × 特例割合 (5/6) × 税率 (1.4%)

【特例割合の決定理由】

下水道除害施設については、長崎市下水道条例で設置が義務付けられており、既に除害施設の普及が図られていることから、引き続き、軽減割合が最も低い 6 分の 5 を適用する。

(イ) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置 (延長)

	現 行 (平成 30 年度改正)	改正案 (令和 2 年度改正)				
対象施設	太陽光、風力、水力、地熱及び バイオマスに係る発電設備	変更なし				
特例割合の 範囲及び 長崎市の 特例割合	●太陽光発電設備					
	出力	割合の範囲	市割合	出力	割合の範囲	市割合
	1,000kw 未満	1/2 以上 5/6 以下 (参酌 2/3)	1/2	変更なし		
	1,000kw 以上	7/12 以上 11/12 以下 (参酌 3/4)	7/12			
	●風力発電設備					
	出力	割合の範囲	市割合	出力	割合の範囲	市割合
	20kw 未満	7/12 以上 11/12 以下 (参酌 3/4)	7/12	変更なし		
	20kw 以上	1/2 以上 5/6 以下 (参酌 2/3)	1/2			
	●水力発電設備					
	出力	割合の範囲	市割合	出力	割合の範囲	市割合
	5,000kw 未満	1/3 以上 2/3 以下 (参酌 1/2)	1/3	変更なし		
	5,000kw 以上	1/2 以上 5/6 以下 (参酌 2/3)	1/2			
	●地熱発電設備					
	出力	割合の範囲	市割合	出力	割合の範囲	市割合
	1,000kw 未満	1/2 以上 5/6 以下 (参酌 2/3)	1/2	変更なし		
	1,000kw 以上	1/3 以上 2/3 以下 (参酌 1/2)	1/3			
	●バイオマス発電設備					
	出力	割合の範囲	市割合	出力	割合の範囲	市割合
1万 kw 未満	1/3 以上 2/3 以下 (参酌 1/2)	1/3	変更なし			
1万 kw 以上 2万 kw 未満	1/2 以上 5/6 以下 (参酌 2/3)	1/2				
取得期間	平成 30 年 4 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで				
適用期間	3 か年度分	変更なし				

※固定資産税の税額＝課税標準額×特例割合×税率 (1.4%)

【特例割合の決定理由】

長崎市地球温暖化対策実行計画重点アクションプログラムに、再生可能エネルギーの利用促進が掲げられており、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2007 年度比 43%としていることから、引き続き、施設整備の促進を図るため、各対象施設において最も高い軽減割合を適用する。

(ウ) 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置（廃止）

	現 行（平成 29 年度改正）	改正案（令和 2 年度改正）
対象施設	水防法に規定する洪水、雨水出水又は高潮浸水想定区域内の地下街等の所有者等が作成する避難確保又は浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉など）	廃止
特例割合の範囲	1/2 以上 5/6 以下 ※参酌基準 2/3	
長崎市の特例割合	5/6（税額を 5/6 とする）	
取得期間	平成 29 年 4 月 1 日から 令和 2 年 3 月 31 日まで	
適用期間	5 か年度分	

【特例割合の廃止理由】

洪水浸水想定区域については、現在指定されている中島川のほか浦上川を指定するよう県が見直しを行っており、雨水出水及び高潮浸水想定区域の指定については未定であることから、現時点においては対象となる地下街等の施設が特定されていないため、特例措置を廃止する。

ただし、今後対象施設を特定できる状況になった場合は、速やかに特例割合を検討したうえで条例を改正する。

(エ) 施行日 条例の公布の日

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴うもの

ア イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応

(市税条例附則第 20 条を新設、市税条例第 23 条の 8 関係)

(ア) 改正内容

中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを受けない(放棄する)ことを選択された場合、その金額分を「寄附」とみなし、所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして条例で定めるものについて、個人住民税の税額控除の対象とする。

(イ) 施行日 令和 3 年 1 月 1 日 (令和 3 年度課税より適用)

【参考(優遇内容のイメージ)】

10,000 円のチケットの払戻しを受けない場合 ⇒ 最大 4,000 円の減税
《所得税》 (10,000 円 - 2,000 円) × 40% = 3,200 円
《個人住民税》 (10,000 円 - 2,000 円) × 10% (県民税 4%・市民税 6%)
= 800 円 (県民税 320 円・市民税 480 円)

イ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応

(市税条例附則第 21 条を新設、市税条例附則第 6 条の 3 関係)

(ア) 改正内容

所得税において新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件を弾力化(※)する措置が講じられたことに伴い、当該措置対象者の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。【減収分は全額国費(地方特例交付金)で補填】

(イ) 施行日 令和 3 年 1 月 1 日 (令和 3 年度課税より適用)

【参考】※所得税における住宅ローン控除の適用要件の弾力化について

- (1) 新築住宅の場合…住宅に令和 2 年 12 月末までに入居できなかった場合でも、令和 3 年 12 月末までに入居すること等。
- (2) 中古住宅の場合…住宅取得の日から入居までに 6 ヶ月超の期間が経過した場合でも、増改築等終了後 6 か月以内に入居すること等。

ウ 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長 (市税条例附則第 13 条の 2)

(ア) 改正内容

軽自動車(乗用自家用)を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を 1% 分軽減する特例措置について、その適用期限を 6 月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とする。(減収分は全額国費で補填)

(イ) 施行日 条例の公布の日 (令和 2 年度課税より適用)

【参考】《適用期限》 令和 2 年 9 月 30 日 ⇒ 令和 3 年 3 月 31 日

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%

エ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充（市税条例附則第8条の2）

(ア) 改正内容

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者を支援する観点から「わがまち特例」の適用対象が拡充されたことに伴い、国が定める範囲内で、市町村が条例により特例割合を定める必要があることから、次のとおり定めるもの。

	現 行（平成 30 年度改正）	改正案（令和 2 年度改正）
対象設備	生産性向上特別措置法に基づく先端設備等（機械及び装置など）	先端設備等の対象に <u>事業用家屋及び構築物（以下「拡充分」という）を追加</u>
特例割合の範囲	ゼロ 以上 1/2 以下	変更なし
長崎市の特例割合	ゼロ（税額をゼロとする）	変更なし
取得期間	平成 30 年 6 月 6 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで	同左 ただし、拡充分については 令和 2 年 4 月 30 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
適用期間	3 か年度分	変更なし
減収補填	普通交付税 75%	同左 ただし、拡充分については 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 100%

【特例割合の決定理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により中小事業者等の経営環境は非常に厳しい状況であるなかにおいても、新規に設備投資を行う中小事業者等は、影響終息後の回復を目指す長崎市の経済にとって重要な牽引企業の一つであることから、中小事業者等の先端設備等の設置を促し、生産性向上への取組みを税制面から支援するために、特例割合については最大限のゼロとする。

(イ) 施行日 条例の公布の日（令和 3 年度課税より適用）

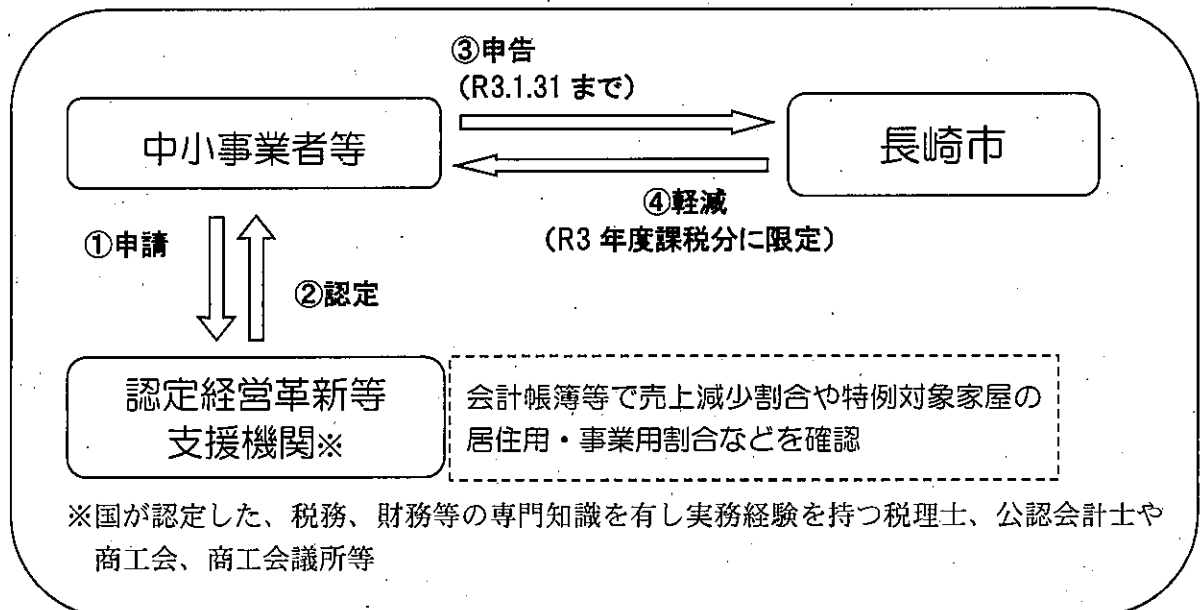
(3) 市税条例の改正を必要としない地方税法改正

ア 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対し、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の軽減措置を講ずる。

		内 容	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ・ 資本又は出資を有しない法人は常時使用する従業員が1,000人以下の法人 ・ 常時使用する従業員が1,000人以下の個人 		
対象施設	償却資産及び事業用家屋		
軽減措置	売上高※		軽減割合
	対前年同 期比	30%以上 50%未満減少	1/2 (税額を1/2とする)
		50%以上減少	10/10 (税額をゼロとする)
※令和2年2月から10月の間の連続する任意の3か月の売上高			
取得期間	令和3年1月1日に所有している対象施設		
適用期間	令和3年度課税分に限定		
減収補填	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 100%		

【軽減措置の流れ】



3 長崎市税条例等 新旧対照表

長崎市税条例 第1条による改正

現行	改正後(案)
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第31条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 略</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第31条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 略</p>
<p>(所得控除)</p> <p>第23条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額を、それぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第23条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額を、それぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>
<p>(市民税の申告)</p> <p>第25条の2 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに省令第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第25条の2 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに省令第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提</p>

出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の8の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第14条第2項に規定する者については、この限りでない。

2～9 略

（固定資産税の納税義務者等）

第32条 略

2～3 略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の理由により 不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。

出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の8の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第14条第2項に規定する者については、この限りでない。

2～9 略

（固定資産税の納税義務者等）

第32条 略

2～3 略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の理由により 不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5～6 略

7. 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他省令第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（たばこ税の課税標準）

第64条 略

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。

略

3 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ_____の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第63条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 略

6～7 略

8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他省令第10条の2の15で定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（たばこ税の課税標準）

第64条 略

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

略

3 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第63条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 略

(特別土地保有税の納税義務者等)

第96条 特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者（以下この節において「土地の所有者等」という。）に課する。

2～5 略

6 第32条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第96条第1項の土地の所有者等」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条の2 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第23条の3の規定による控除の適用については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」とすることができる。

第6条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、

(特別土地保有税の納税義務者等)

第96条 特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者（以下この節において「土地の所有者等」という。）に課する。

2～5 略

6 第32条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第96条第1項の土地の所有者等」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条の2 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第23条の3の規定による控除の適用については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」とすることができる。

第6条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、

当該納税義務者の第23条の4及び第23条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条の4 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第25条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2～3 略

(読替規定)

第8条 法附則第15条から第15条の3の2までの
_____規定の適用がある各年度分の
固定資産税に限り、第35条第8項中「又は第349
条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、
「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又
は法附則第15条から第15条の3の2まで
_____」とする。

第8条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する
条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定
める割合は、6分の5とする。

3～7 略

8 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備に
ついて同号に規定する条例で定める割合は、2分
の1とする。

9 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備に

当該納税義務者の第23条の4及び第23条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第6条の4 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第25条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2～3 略

(読替規定)

第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第
61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の
固定資産税に限り、第35条第8項中「又は第349
条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、
「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又
は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若
しくは第62条」とする。

第8条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する
条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定
める割合は、6分の5とする。

3～7 略

8 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備に
ついて同号に規定する条例で定める割合は、2分
の1とする。

9 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備に

ついて同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

13 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

14 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

15 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

16 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

17 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、6分の5とする。

18～20 略

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第9条 略

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第9条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件が

ついて同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

13 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

14 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

15 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

16 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

17 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

削除

18～20 略

21 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第9条 略

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第9条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件が

らみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第35条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であつて、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第35条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第10条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額

らみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第35条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第35条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第10条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額

とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固

とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固

定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例に関する経過措置）

第10条の10 地方税法等の一部を改正する法律

（平成30年法律第3号）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないものとする。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

- 第11条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とす

定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例に関する経過措置）

第10条の10 地方税法等の一部を改正する法律

（平成30年法律第3号）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないものとする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

- 第11条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とす

る。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

第13条 附則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第102条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第102条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「政令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「政令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第13条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第13条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第53条第1項の規定にかかわらず、軽自動車

る。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

第13条 附則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第102条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第102条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「政令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「政令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第13条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第13条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第53条第1項の規定にかかわらず、軽自動車

<p>税の環境性能割を課さない。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第18条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第20条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第22条の規定の適用については、「第20条の額」とあるのは、「第20条の額に500円を加算した額」とする。</p>	<p>税の環境性能割を課さない。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第18条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第20条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第22条の規定の適用については、「第20条の額」とあるのは、「第20条の額に500円を加算した額」とする。</p>
---	--

長崎市税条例 第2条による改正

現行	改正後(案)
<p>附則 (読替規定)</p> <p>第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第35条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、 「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2～20 略</p> <p>21 法附則<u>第62条</u>に規定する条例で定める割合は、零とする。</p>	<p>附則 (読替規定)</p> <p>第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第35条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、 「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2～20 略</p> <p>21 法附則<u>第64条</u>に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第20条 <u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)</u>第5条第4項に規定する指定行事の</p>

中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の8の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第21条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

長崎市税条例 第3条による改正

現行	改正後（案）
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、政令第47条に規定する収益事業 _____ を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第21条第1項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(法人の均等割の税率)</p> <p>第21条 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、政令第47条に規定する収益事業（以下この項及び第21条第1項の表の第1号において「収益事業」という。）を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号 _____ において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(法人の均等割の税率)</p> <p>第21条 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に</p>

定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第3項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第3項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 5万円
(2) 略	年額 12万円
(3) 略	年額 13万円
(4) 略	年額 15万円
(5) 略	年額 16万円
(6) 略	年額 40万円
(7) 略	年額 41万円
(8) 略	年額 175万円
(9) 略	年額 300万円

2 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定

定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第3項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第3項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの	年額 5万円
(2) 略	年額 12万円
(3) 略	年額 13万円
(4) 略	年額 15万円
(5) 略	年額 16万円
(6) 略	年額 40万円
(7) 略	年額 41万円
(8) 略	年額 175万円
(9) 略	年額 300万円

2 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号

の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定

するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

3 略

第29条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。

第64条 略

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

略

3～10 略

するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

3 略

第29条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書により納付しなければならない。

第64条 略

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。

略

3～10 略

長崎市都市計画税条例 第4条による改正

現行	改正後（案）
<p>附則</p> <p>4 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>附則</p> <p>4 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>

6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて

6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて

得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 9 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

- 13 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第15条の2第2項又は第15条の3 _____ の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで _____」とする。

得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 9 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

略

- 13 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

長崎市都市計画税条例 第5条による改正

現行	改正後(案)
<p>附則</p> <p>13 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p>	<p>附則</p> <p>13 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例の一部を改正する条例 第6条による改正
(R元年6月改正)

現行	改正後(案)
<p>第3条 長崎市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第14条 第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>」に改める。</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>第3条中長崎市税条例第14条の改正規定及び附則第5項の規定 令和3年1月1日</u></p> <p>(4) <u>第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)</u> 及び附則第9項の規定 令和3年4月1日</p> <p>5 <u>附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の長崎市税条例第14条第1項(第2号に係る部分に限る。)</u>の規定は、<u>令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第3条 長崎市税条例の一部を次のように改正する。 削除</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(4) 第3条 _____ 及び附則第9項の規定 令和3年4月1日</p> <p>5 <u>削除</u></p>

長崎市税条例の一部を改正する条例 (H27 年度改正)

現行	改正後 (案)																								
<p>附 則</p> <p>15 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>16～22 略</p> <p>23 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。</p>	<p>附 則</p> <p>15 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>16～22 略</p> <p>23 令和元年10月1日 前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。</p>																								
<p>24 略</p> <table border="1" data-bbox="204 1608 799 1973"> <thead> <tr> <th>附則第17項</th> <th>前項</th> <th>附則第23項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>附則第20条第4項</td> <td>附則第20条第14項において準用する同条第4項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成28年5月2日</td> <td>平成31年10月31日</td> </tr> <tr> <td>附則第18項</td> <td>平成28年9月30日</td> <td>平成32年3月31日</td> </tr> </tbody> </table>	附則第17項	前項	附則第23項		附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項		平成28年5月2日	平成31年10月31日	附則第18項	平成28年9月30日	平成32年3月31日	<p>24 略</p> <table border="1" data-bbox="847 1608 1442 1973"> <thead> <tr> <th>附則第17項</th> <th>前項</th> <th>附則第23項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>附則第20条第4項</td> <td>附則第20条第14項において準用する同条第4項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成28年5月2日</td> <td>令和元年10月31日</td> </tr> <tr> <td>附則第18項</td> <td>平成28年9月30日</td> <td>令和2年3月31日</td> </tr> </tbody> </table>	附則第17項	前項	附則第23項		附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項		平成28年5月2日	令和元年10月31日	附則第18項	平成28年9月30日	令和2年3月31日
附則第17項	前項	附則第23項																							
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項																							
	平成28年5月2日	平成31年10月31日																							
附則第18項	平成28年9月30日	平成32年3月31日																							
附則第17項	前項	附則第23項																							
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項																							
	平成28年5月2日	令和元年10月31日																							
附則第18項	平成28年9月30日	令和2年3月31日																							

長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例の一部を改正する条例（H29 年度改正）

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>3 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の長崎市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>3 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の長崎市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

長崎市税条例等の一部を改正する条例（H30 年度改正）

現行	改正後（案）
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第2条中第64条第3項の改正規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(5) 第3条及び附則第14項から第16項までの規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>(6) 第1条中第14条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに第23条の3及び第23条の7の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに附則第3項の規定 <u>平成33年1月1日</u></p> <p>(7) 第4条及び附則第17項から第19項までの規定 <u>平成33年10月1日</u></p> <p>(8) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u></p> <p>(9)～(10) 略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>2 前項第2号に掲げる規定による改正後の長崎市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第2条中第64条第3項の改正規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(5) 第3条及び附則第14項から第16項までの規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>(6) 第1条中第14条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに第23条の3及び第23条の7の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに附則第3項の規定 <u>令和3年1月1日</u></p> <p>(7) 第4条及び附則第17項から第19項までの規定 <u>令和3年10月1日</u></p> <p>(8) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u></p> <p>(9)～(10) 略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>2 前項第2号に掲げる規定による改正後の長崎市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

3 附則第1項第6号に掲げる規定による改正後の長崎市税条例の規定中個人の市民税に関する部分
は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税につ
いて適用し、平成32年度分までの個人の市民税に
ついては、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

15 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造
たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者
等又は小売販売業者がある場合において、これら
の者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定
により製造たばこの製造者として当該製造たばこ
を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移
出したものとみなして同項の規定によりたばこ税
を課されることとなるときは、これらの者が卸売
販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が
卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在
する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である
場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを
直接管理する営業所において所持されるものに限
る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものと
みなして、市たばこ税を課する。この場合におけ
る市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したもの
とみなされる製造たばこの本数とし、当該市たば
こ税の税率は、1,000本につき430円とする。

16 前項の規定により市たばこ税を課する場合に
は、同項に規定するもののほか、第3条の規定に
よる改正後の長崎市税条例(以下この項において
「平成32年新市税条例」という。)第66条の2の規
定を適用する。この場合において、次の表の左欄
に掲げる平成32年新市税条例の規定中同表の中欄
に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字
句とする。

略

18 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造
たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者
等又は小売販売業者がある場合において、これら
の者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定
により製造たばこの製造者として当該製造たばこ

3 附則第1項第6号に掲げる規定による改正後の長
崎市税条例の規定中個人の市民税に関する部分
は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税につ
いて適用し、令和2年度分までの個人の市民税に
ついては、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

15 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造
たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者
等又は小売販売業者がある場合において、これら
の者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定
により製造たばこの製造者として当該製造たばこ
を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移
出したものとみなして同項の規定によりたばこ税
を課されることとなるときは、これらの者が卸売
販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が
卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在
する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である
場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを
直接管理する営業所において所持されるものに限
る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものと
みなして、市たばこ税を課する。この場合におけ
る市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したもの
とみなされる製造たばこの本数とし、当該市たば
こ税の税率は、1,000本につき430円とする。

16 前項の規定により市たばこ税を課する場合に
は、同項に規定するもののほか、第3条の規定に
よる改正後の長崎市税条例(以下この項において
「令和2年新市税条例」という。)第66条の2の規
定を適用する。この場合において、次の表の左欄
に掲げる令和2年新市税条例の規定中同表の中欄
に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字
句とする。

略

18 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造
たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者
等又は小売販売業者がある場合において、これら
の者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定
により製造たばこの製造者として当該製造たばこ

を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 19 前項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の長崎市税条例（以下この項において「平成33年新市税条例」という。）第66条の2の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる平成33年新市税条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 19 前項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の長崎市税条例（以下この項において「令和3年新市税条例」という。）第66条の2の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる令和3年新市税条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例の一部を改正する条例（H31.3.29専決処分）

現行	改正後（案）
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中長崎市税条例第23条の8の改正規定並びに同条例附則第7条第1項から第3項まで及び第7条の2の改正規定並びに附則第3項から第5項までの規定は、<u>平成31年6月1日</u>から施行する。</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中長崎市税条例第23条の8の改正規定並びに同条例附則第7条第1項から第3項まで及び第7条の2の改正規定並びに附則第3項から第5項までの規定は、<u>令和元年6月1日</u>から施行する。</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p>

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の長崎市税条例（以下「新市税条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新市税条例第23条の8及び附則第7条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新市税条例第23条の8第1項及び附則第7条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新市税条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第23条の8第1項	特例控除対象 寄附金	特例控除対象 寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第7条の2	特例控除対象 寄附金	特例控除対象 寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	略

（固定資産税に関する経過措置）

6 新市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の長崎市税条例（以下「新市税条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新市税条例第23条の8及び附則第7条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新市税条例第23条の8第1項及び附則第7条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新市税条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第23条の8第1項	特例控除対象 寄附金	特例控除対象 寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第7条の2	特例控除対象 寄附金	特例控除対象 寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	略

（固定資産税に関する経過措置）

6 新市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

7 新市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

8 第2条の規定による改正後の長崎市都市計画税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

7 新市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

8 第2条の規定による改正後の長崎市都市計画税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。